

消 防 危 第 24 号
平成 29 年 1 月 24 日

東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

非常用電源設備の設置に係る運用状況等の調査について（協力依頼）

日頃より危険物行政については、かねてより特段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、消防庁では今年度、「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、オフィスビルや行政庁舎等における非常用電源設備の燃料の貯蔵又は取扱いに係る消防機関の指導状況を調査し、危険物規制の合理化の必要性等について検討しているところでございます。

先般、「非常用電源設備の燃料の貯蔵又は取扱いに関する調査について」（平成 28 年 8 月 9 日付け消防危第 153 号）にて、調査に御協力いただきありがとうございます。第 2 回検討会において、当該調査結果の概要とそれを踏まえた課題の整理を示しました（別添資料参照）。今般、整理した課題について実態の把握と対策の検討を行うため、消防本部の運用や指導状況に関して追加の調査をさせていただくこととなりました。

つきましては、下記のとおり調査をさせていただきますので、お忙しい中大変恐縮ではございますが、御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 実施要領

様式に必要事項を御入力の上、電子メールで消防庁危険物保安室担当者宛てに御回答願います。

2 回答期限

平成 29 年 2 月 6 日（月）

アンケート調査票

消防本部名	
担当者名	
Tel:	

1.非常用電源設備に関する一般取扱所に対する運用状況等について

(1) 建築物の区画内に設けず、屋上に直接（架台等の上に設置するものも含む。キュービクル式の非常用電源設備を設置する場合について（規則第28条の57第4項関係）

①規則第28条の57第4項第10号（タンク専用室は除く。）に規定されている防火ダンパー等の設置に関して、下図を参考に以下a、bについて記入して下さい。

- a. (i)～(iii)について、防火ダンパー等を設けることとされている換気の設備に該当するものを選択して下さい。その他にあれば(iv)に記入して下さい。
- b. (i)～(iii)について、実際に防火ダンパー等を設置するよう指導していますか。設置を指導しているものを選択して下さい。その他にあれば(iv)に記入して下さい。

	a	b
(i) キュービクルの換気口（吸気）		
(ii) キュービクルの換気口（排風）		
(iii) 内燃機関の排気筒（排気管）		
(iv) その他		

②保有空地の考え方について

a. 屋上に設置されたグレーチング状の構造物等（危険物が構造物の下へ流入しうる）の上に非常用電源設備を固定し設置する場合、保有空地の取り方について、どのように運用されていますか。下図を参考に選択して下さい。（複数選択可）

	(i) 非常用電源設備から保有空地を確保（構造物上に3m確保）
	(ii) 非常用電源設備から保有空地を確保（構造物の下（屋上部分）に3m確保）
	(iii) 非常用電源設備から保有空地を確保（構造物の段差を越えて3m確保）
	(iv) 構造物の外側から保有空地を3m確保
	(v) その他 ()

b. 屋上に設置された鉄筋コンクリート製の構造物等（危険物が浸透しないもの）の上に非常用電源設備を固定し設置する場合、保有空地の取り方について、どのように運用されていますか。下図を参考に選択して下さい。（複数選択可）

	(i)	非常用電源設備から保有空地を確保（構造物上に3 m確保）
	(ii)	非常用電源設備から保有空地を確保（構造物の段差を越えて3 m確保）
	(iii)	構造物の外側から保有空地を3 m確保
	(iv)	その他（

非常用電源設備

鉄筋コンクリート製の構造物等

(i)

(ii)

(iii)

屋 上

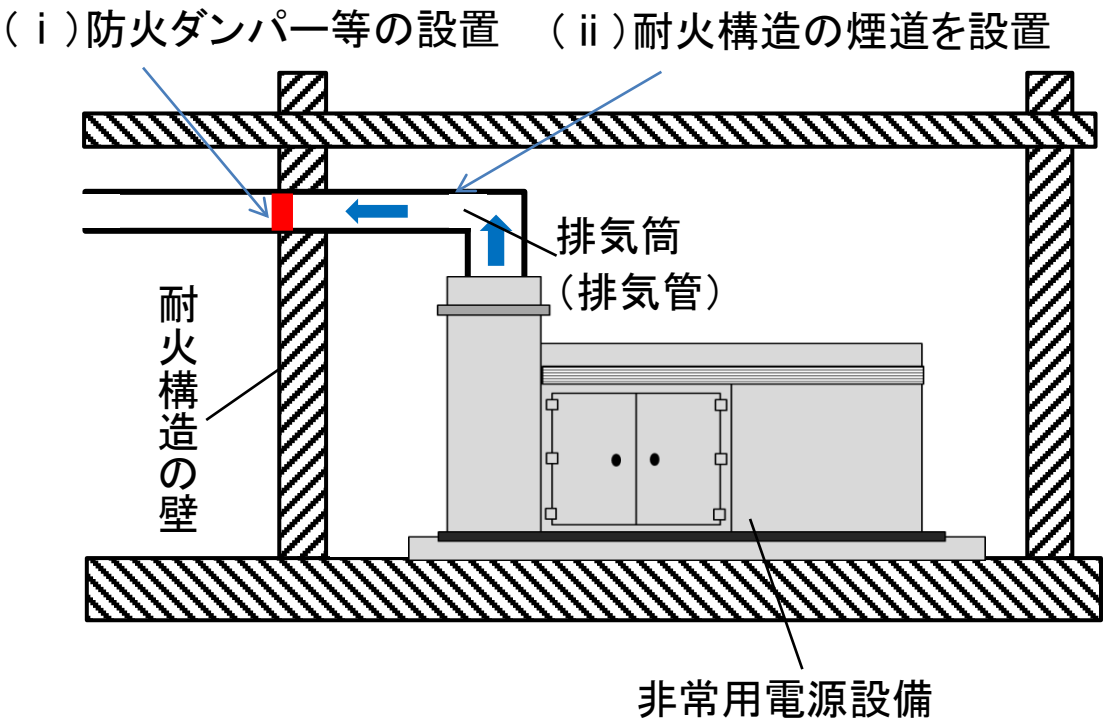
c. 前問a、bの(ii)～(iv)の場合、架台や土台の段差や配管等により、平滑な空地を確保することが困難な場合もあると考えられますが、どの程度の高さ・大きさのものであれば保有空地を確保するうえで支障がないものとして運用されていますか。

d. 保有空地内に非常用発電設備と関係のない配管等の設備がある場合、どのように運用されていますか。

(2) 屋内に非常用電源設備を設置する場合について
(規則第28条の57第2項関係)

非常用電源設備の内燃機関の排気筒（排気管）が他の部分と区画する壁（Rc70mm以上の耐火構造の壁）を貫通する場合（下図参照）、どのような措置を講ずるよう指導されていますか。（複数選択可）

	(i) 区画貫通部に防火ダンパー等の設置
	(ii) 内燃機関の排気筒（排気管）に耐火構造の煙道を設置
	(iii) その他 ()
	(iv) 指導をしていない



2.その他

危険物の規制に関する規則第28条の57で許可された危険物を消費する一般取扱所の中で、非常用発電設備、ボイラー又はバーナーのみで危険物を取り扱う施設以外の一般取扱所はありますか。該当する危険物施設が存在する場合、当該危険物施設の概要（用途、構成機器、工程）を入力して下さい。

※該当施設が複数存在する場合は、危険物の許可数量が大きい施設から優先して入力して下さい。

ここでアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。